

# 議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

## 招 集

令和3年6月17日（木）午前9時20分 議場

## 出席委員（8名）

（委員長）稲 田 清 （副委員長）安 田 篤  
安 達 卓 是 岡 田 啓 介 奥 岩 浩 基 国 頭 靖  
土 光 均 又 野 史 朗

## 欠席委員（0名）

## 議長及び副議長

岩崎議長 前原副議長

## 説明のため出席した者

伊木市長 伊澤副市長

【総務部】辻部長

[秘書広報課] 角課長

[財政課] 長谷川次長兼課長 大塚課長補佐兼総括主計員 安田主任

## 出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当局長補佐

## 傍聴者

石橋議員 今城議員 岡村議員 尾沢議員 門脇議員 戸田議員 三嶋議員  
森谷議員 矢田貝議員  
報道関係者1人 一般0人

## 協議事件

- 1 6月定例会の日程について
- 2 質問項目について
- 3 受け付けた陳情について
- 4 次回議会運営委員会の開催について
- 5 米子市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

~~~~~

## 午前9時20分 開会

○**稲田委員長** ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

協議事件1、6月定例会の日程について説明を求めます。

松下局長。

○**松下事務局長** 6月定例会の日程について御説明いたします。

まず、開会前でございますが、9時55分から全国市議会議長会の表彰の伝達を行いますので、開会の5分前には御着席いただきますようお願いいたします。次に、本日の議事日程についてでございますが、資料1を御覧ください。日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、岡村議員と安田議員を指名する予定でございます。日程第2の会期の決定につきましては、本日から7月9日までの23日間とする予定でございます。日程第3

の議会運営委員及び常任委員の選任につきましては、資料2を御覧ください。この一覧表のとおり、それぞれの委員会の委員に議長が指名し選任する予定でございます。次に、日程第4で市長の施政方針演説がございます。次に、日程第5でございますが、先議の議案3件につきまして、一括議題といたしまして、市長から提案理由の説明を行っていただきます。質疑につきましては通告はございませんでした。次に、委員会付託につきましては、予算決算委員会及び民生教育委員会となりますが、このたびは各常任委員会及び議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選を行っていただく予定でございますので、資料1の委員会開催と記載しております番号のとおり、各委員会を開催する予定でございます。本会議再開後、議会運営委員会及び常任委員会の正副委員長の氏名報告、そして議案3件について委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決の順になります。討論につきましては通告はございませんでした。次に、日程第6と第7は一括議題といたしまして、合計27件について市長から提案理由の説明及び報告を行っていただき、続いて質疑でございますが、三嶋議員から報告に対する質疑の通告がございます。次に、(2)の特別委員会の日程追加についてでございますが、基地問題等調査特別委員会を7月6日火曜日午前10時から記載の案件について開催する予定でございます。次に、(3)の発言通告の期限についてでございますが、議案に対する質疑は6月25日金曜日正午まで、また予算総括質問は6月28日月曜日正午まででございますので、御確認をお願いいたします。以上でございます。

○**稲田委員長** 説明は終わりました。委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** では次に進めます。

協議事件2、質問項目について説明を求めます。

松下局長。

○**松下事務局長** 次に、質問項目についてでございます。資料4を御覧ください。代表質問、関連質問、各個質問の質問日、質問順及び質問項目につきましては割当表及び質問項目の一覧表のとおりでございますので、御確認をお願いいたします。以上でございます。

○**稲田委員長** 説明は終わりました。委員の皆様、確認をお願いいたします。

続きまして、協議事件3、受け付けた陳情について説明を求めます。

松下局長。

○**松下事務局長** 次に、受け付けた陳情についてでございますが、資料5を御覧ください。9件の陳情が提出され、受け付けております。陳情賛同議員の報告期限は6月25日金曜日正午まででございますので、御確認をお願いいたします。以上でございます。

○**稲田委員長** 説明終わりました。委員の皆様、確認をお願いいたします。

続きまして、協議事件4、次回議会運営委員会の開催についてです。

こちらは、まず本日本会議休憩中に正副委員長の互選を行うために開催をいたします。その次ですが、6月28日月曜日午前9時20分からを予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

ここで執行部の皆様には退席いただきたいと思いますと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** では退席をお願いいたします。

〔執行部退席〕

○**稲田委員長** 続きまして、協議事件 5、米子市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について説明を求めます。

森井議事調査担当局長補佐。

○**森井議事調査担当局長補佐** 私のほうから、米子市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正の御説明を申し上げます。

本改正案は、政務活動費の交付を受けていた議員が会派に所属することとなった場合における当該会派に当該議員分として交付する政務活動費の額の算出方法を整理するとともに、政務活動費の収入及び支出の報告書の写しの交付に当たり米子市情報公開条例の例により手数料を徴収することを明記するため、所要の整備を行おうとするものでございます。

資料 6-2 を御覧ください。これは、米子市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。まず、第 6 条及び第 8 条につきましては、新たに結成した会派に交付する政務活動費の額の算定及び交付時期、及び所属議員の増加に伴う措置に関し規定されたものでございますが、いずれの会派にも所属していない議員が年度中途に会派に所属することとなった場合におきまして、政務活動費の重複交付を避けるため、政務活動費の額を算出するための起算日として 3 通りの規定をしており、大変複雑で分かりにくくなっております。そこで、3 通りの規定の区分をやめ、第 6 条第 2 項第 2 号の場合は「当該結成日の翌日」、第 8 条第 3 項の場合は「当該増加のあった日の翌日」と整理しても問題がないため、そのように見直すことで、分かりやすくするものでございます。次に、第 23 条第 5 項につきましては、政務活動費の収入及び支出の報告書の写しの交付に当たり、米子市情報公開条例の例による手数料が含まれるかどうか、条文上では明らかではないことから、情報公開条例が一部改正されたことに伴いまして、同条例の例による手数料の負担を求めることを明記するものでございます。次に、第 10 条及び第 20 条につきましては、語句の整理を行ってございまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。なお、改正理由及び改正内容につきましては、資料 6-1 に記載のとおりであります。当委員会でご了承いただければ、6 月定例会の最終日提案としたいと考えております。説明は以上でございます。

○**稲田委員長** 説明は終わりました。委員の皆様からの質疑等ございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** そういたしますと、説明にもございましたが、こちらは最終日提案とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でこちらから用意したものは終了いたしました。委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** 議長、副議長でございますでしょうか。

〔「ございません」と岩崎議長〕

○**稲田委員長** 以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前 9 時 28 分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 稲田 清